

菊行審第1号  
令和3年3月10日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市行政不服審査会  
会長 田畑 嘉洋

菊池市行政不服審査法に基づく諮問について（答申）

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、令和3年1月27日付け菊総第720号により諮問がありました案件については、審議の結果、以下のとおり答申します。

答申

審理員意見書のとおり、本件処分は法令の規定に従い適正になされたものであって、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであると答申する。

理由

1 本件過誤納金充当処分について

審査請求人は、自身が過誤納金の還付請求権を有し、その権利を行使させてもらえなかったことをもって、処分庁の不作为に当たる旨主張するが、処分庁が主張するとおり、地方税法第17条の2の規定により、審査請求人は、過誤納金の還付請求権を有しないと解するべきである。

よって、本件処分は、法令に基づき適正に行われていると考える。

2 時効の中断の有効性について

審査請求人は、当該充当先未納市税について、審査請求人へ説明なく行われた時効中断措置は無効であり、反論書にて提出された「延滞金減免申請書」は本税完納後に作成する書類であって時効中断の証拠としては認められないと主張している。

当該「延滞金減免申請書」については、処分庁が主張するとおり、地方税法第18条の2第1項第2号の規定による「督促」、及び平成29年法律第44号改正

前の民法第147条第1項第3号の規定による「承認」により、時効が中断したことは証拠書類をもって確認できる。

審査請求人は時効中断事由について知らず、処分庁からの説明が無かったと主張しているが、時効中断理由について処分庁に説明責任はなく、審査請求人が時効中断事由について知らないことをもって、時効中断を無効とすることは到底できない。

よって、当該時効の中断は有効だと考えられる。

以上